

## 安全保障関連法案制定の慎重審議を求める意見書

安倍政権は、昨年7月1日に行った集団的自衛権行使容認を柱とした「閣議決定」を具体化するための安全保障関連法案を今国会に提出し、7月16日衆議院において強行採決を行い、今、参議院で審議されています。

同法案は、我が国における安全保障環境の変化に対応するために、憲法第13条や砂川判決等を解釈の礎として、これまでの解釈を変更することを可能としています。

しかしながら、主催者である国民の民意が示されていない状況の中で、法の支配や立憲主義、これまでの解釈に対する法的安全性などの法律論と、国が考える安全保障の政策論が対立し、国民不在の議論が展開されています。

そのようなことから、国民や多数の憲法学者が十分な説明がされていないと感じ、違憲であると指摘するなか、多くの国民は不安と懸念を示しています。

よって国においては、国民を守るための安全保障関連法案の制定にあたっては、憲法の理念を尊重し、今国会の成立にこだわらず慎重審議を尽くされるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年9月1日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官            様  
防衛大臣  
外務大臣

兵庫県播磨町議会